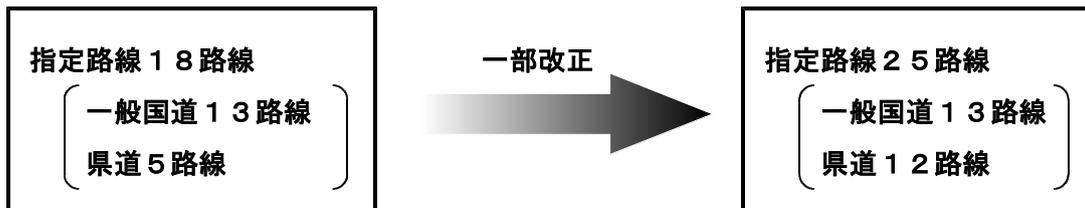


交通誘導警備業務の検定合格警備員 の配置基準が変わります

検定合格警備員の配置を必要とする路線を現在の交通情勢に応じたものに見直しました。

公示：平成27年3月17日（三重県公安委員会告示第27号）

施行：平成27年9月17日



○ 一部改正した交通誘導警備業務に係る検定合格警備員の配置基準

平成27年9月17日から、下表の路線、区間において交通誘導警備業務を行う場合は、交通誘導業務の検定合格警備員（1級又は2級）を1名以上配置しなければなりません。

	路 線	区 間		路 線	区 間
1	一般国道1号	三重県の全域	14	県道四日市楠鈴鹿線	三重県の全域
2	一般国道23号	三重県の全域	15	県道四日市鈴鹿環状線	三重県の全域
3	一般国道25号	三重県の全域	16	県道津関線	三重県の全域
4	一般国道42号	三重県の全域	17	県道久居美杉線	三重県の全域
5	一般国道163号	三重県の全域	18	県道松阪久居線	三重県の全域
6	一般国道165号	三重県の全域	19	県道伊勢磯部線	三重県の全域
7	一般国道166号	三重県の全域	20	県道鳥羽松阪線	三重県の全域
8	一般国道258号	三重県の全域	21	県道宮妻峽線	三重県の全域
9	一般国道260号	三重県の全域	22	県道松阪第2環状線	三重県の全域
10	一般国道306号	三重県の全域	23	県道上海老茂福線	三重県の全域
11	一般国道365号	三重県の全域	24	県道上浜高茶屋久居線	三重県の全域
12	一般国道421号	三重県の全域	25	県道四日市菰野大安線	三重県の全域
13	一般国道477号	三重県の全域			

○ 一部改正により指定路線から除外される路線

	路 線	区 間
1	一般国道167号	三重県の全域
2	一般国道368号	三重県の全域

交通誘導警備の配置基準について

1 特定の種別の警備業務の実施

警備業法（以下「法」といいます。）第18条に

「警備業者は、警備業務のうち、その実施に専門的知識及び能力を要し、かつ、事故が発生した場合には不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険を生じるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める種別のもを行うときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その種別ごとに法第23条第4項の合格証明書の交付を受けている警備員に、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。」

と規定されています。

2 特定の種別の警備業務の実施基準（検定合格警備員の配置）

警備員等の検定等に関する規則（以下「検定規則」といいます。）第2条に

「～警備業務を行うときは、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、同表の中欄に掲げる警備員を、同表の下欄に掲げる人数を配置して、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。」

と規定されています。

（次表5・6 交通誘導警備業務部分を抜粋）

<p style="text-align: center;">6</p> <p style="text-align: center;">備又況道員お防必もの 業はに府会止要 務はににがけると （交交よ県道がす 導通通、り、安路の 警路状都委にを ）</p>	<p style="text-align: center;">5</p> <p style="text-align: center;">のにお路自四第道は道高項法速自備 にいてを動にに四路は道を速に第自動業 限てを車にに四路自を自高に第自動車務 る。行う専用するの法用又国車道（高 もに道るの法用又国車道（高</p>	<p style="text-align: center;">種別</p>
<p style="text-align: center;">備員検員定係警 員定又合る備 格格は格一業 警警二警警級に 備備備備備導</p>	<p style="text-align: center;">備員検員定係警 員定又合る備 格格は格一業 警警二警警級に 備備備備備導</p>	<p style="text-align: center;">警備員</p>
<p style="text-align: center;">以上、一 人</p>	<p style="text-align: center;">以上、一 人</p>	<p style="text-align: center;">人数</p>

3 合格証明書の携帯

検定規則第3条に基づき、警備業者は、高速自動車国道、自動車専用道路又は告示した路線において交通誘導警備業務に従事させる検定合格警備員に、合格証明書を携帯させ、関係人の請求があるときは、これを提示させなければなりません。

第 号

合 格 証 明 書

警備業務の種別及び検定の区分
交通誘導警備業務 級

住所
氏名

(年 月 日生)

写 真
押出し
スタンプ

年 月 日

〇〇〇公安委員会 印

三重県公安委員会告示第27号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定に基づき、三重県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成27年9月17日から施行します。

平成27年3月17日

三重県公安委員会委員長 谷川 憲 三

路 線	区 間
1 一般国道1号	三重県の全域
2 一般国道23号	三重県の全域
3 一般国道25号	三重県の全域
4 一般国道42号	三重県の全域
5 一般国道163号	三重県の全域
6 一般国道165号	三重県の全域
7 一般国道166号	三重県の全域
8 一般国道258号	三重県の全域
9 一般国道260号	三重県の全域
10 一般国道306号	三重県の全域
11 一般国道365号	三重県の全域
12 一般国道421号	三重県の全域
13 一般国道477号	三重県の全域
14 県道四日市楠鈴鹿線	三重県の全域
15 県道四日市鈴鹿環状線	三重県の全域
16 県道津関線	三重県の全域
17 県道久居美杉線	三重県の全域
18 県道松阪久居線	三重県の全域
19 県道伊勢磯部線	三重県の全域
20 県道鳥羽松阪線	三重県の全域
21 県道宮妻峽線	三重県の全域
22 県道松阪第2環状線	三重県の全域
23 県道上海老茂福線	三重県の全域
24 県道上浜高茶屋久居線	三重県の全域
25 県道四日市菰野大安線	三重県の全域